

暮らしの法律相談

コーナー

広島
橋雲通 ☎052(979)1600

りません。
そこで、あなたとしては、Bさんに対しては、「Aさんからの通知がない限り支払えません。」と言うことができます。

しかし、Aさんに連絡がとれないということでは、結局本当の債権者は誰かわかりませんし、Aさんにも支払う方法がないのであれば、期限を過ぎてしまい、支払が遅れたということになりかねません。このような場合には、法務局に供託することによって、支払ったのと同じ効果が発生する制度があります。

Q Aさんから50万円借りていますが、Bさんから「Aさんがあなたに貸している50万円の債権を譲り受けたから、私に支払ってほしい」と連絡がありました。Aさんに聞くにも連絡がとれず、Aさんに支払うこともできません。どうすればいいでしょうか。

A 債権を譲渡したとしても、債務者である借り主(本件では「あなた」)にこれを主張するには、債権の譲渡人(本件ではAさん)があなたに対して通知することが必要であり(民法467条1項)、譲受人と称するBさんの通知では足

今回答えて頂いた先生



慶應義塾大学法学部法律学科卒業。平成10年4月弁護士登録。主に、企業の顧問弁護士業務(裁判、契約書・労務などその他企業の法律相談)、交通事故(被害者側)、離婚、相続、債務整理などの民事事件を取り扱う。

西山 一博 氏
西山法律事務所
(愛知県弁護士会所属)